電気供給約款
（低圧）

別紙Ⅰ（料金表）

≪おうち de ナイトプラン≫

宮崎電力　株式会社

令和8年11月1日改訂

1. 適用範囲

(1) 低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ　6(季節区分、休日平日区分および時間帯区分)に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ハ　1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) おうち de ナイト22

3. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

4. 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(1) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(2) 契約設備電力

イ　契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは

200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×1/1,000
なお，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は
200 ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルト の場合
契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×1.732×1/1,000

ロ　イによりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ハ　契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入いたします。

5. 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。

(1) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(2) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。

(3) 契約設備電力を減少される場合で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

6. 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ　春季

毎年3月1日から6月 30 日までの期間をいいます。

ロ　夏季

毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。

ハ　秋季

毎年 10 月1日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

ニ　冬季

毎月 12 月1日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月 29 日までの期間)をいいます。

(2) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

イ　休日

別表　1(休日)に定める日をいいます。

ロ　平日

休日以外の日をいいます。

(3) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ おうち de ナイト22の場合

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後 10 時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

7. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー配電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気供給約款(低圧)別表3(容量拠出金相当額)(3)によって計算された容量拠出金及び電気供給約款(低圧)別表5(送電サービス料)の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサ

ービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ　契約電力が 10 キロワット以下の場合【標準プラン・3年割プラン共通】

	料金（税込） 2026年10月31日まで	**料金（税込） 2026年11月1日から**
1契約につき	1,650 円 00 銭	**2,522 円 20 銭**

ロ　契約電力が 10 キロワットをこえる場合【標準プラン・3年割プラン共通】

	料金（税込） 2026年10月31日まで	**料金（税込） 2026年11月1日から**
1契約につき最初の 15 キロワットまで	4,400 円 00 銭	**6,493 円 28 銭**
上記をこえる1キロワットにつき	550 円 00 銭	**724 円 44 銭**

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、8.（使用電力の算定等）の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

イ　昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

【標準プラン】

		夏季および 冬季料金		春季および 秋季料金	
		2026年10月31日まで	**2026年11月1日から**	**2026年10月31日まで**	**2026年11月1日から**
1キロワット時につき	休日	21円22銭	**21円18銭**	17円82銭	**17円78銭**
	平日	26円84銭	**26円80銭**	23円95銭	**23円91銭**

【3年割プラン】

		夏季および冬季料金		春季および秋季料金	
		2026年10月31日まで	2026年11月1日から	2026年10月31日まで	2026年11月1日から
1キロワット時につき	休日	21円22銭	**21円18銭**	16円82銭	**16円78銭**
	平日	26円84銭	**26円80銭**	22円95銭	**22円91銭**

ロ　夜間時間

	2026年10月31日まで	2026 年 11 月 1 日から
1キロワット時につき （標準プラン・3年プラン共通）	13 円 21 銭	**13 円 19 銭**

8. 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30 ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

9. その他

(1) この電気供給約款に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2) 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または 5.（契約電力）(3)により契約電力を減少しようとされる場合は、電気供給約款（低圧）37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款（低圧）37（受給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、5.（契約電力）(3)により契約電力を減少しようとされる日といたします。

(3) 契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款（低圧）Ⅶ（工事及び工事費の負担金）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(4) 本プランに付随して3年割プランにて契約締結し、供給開始日より3年間未満で解約となった場合には、違約金（9,800 円）を別途お支払い頂くものとします。

(5) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

10. この料金表の実施日

この料金表は、令和 8 年 11 月 1 日から実施いたします。

別　　表

１.休日

本別紙において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

令和8年における「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は以下のとおりとし、翌年以降における休日は同法律に規定のとおりとする。

1 月 1 日

1 月 12 日

2 月 11 日

2 月 23 日

3 月 20 日

4 月 9 日

5 月 3 日

5 月 4 日

5 月 5 日

5 月 6 日

7 月 20 日

8 月 11 日

9 月 21 日

9 月 22 日

9 月 23 日

10 月 12 日

11 月 3 日

11 月 23 日